

廃棄物処理法改正 (平成22年5月) の概要

廃棄物処理法(平成22年5月)の概要

- 1 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化
 - 産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設
 - 建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化
 - 建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するか不明確
 - 不適正に処理させた廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定
 - 従業員が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業者である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ
 - 現行法では、1億円以下の罰金
- 2 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化
 - 廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け

廃棄物処理法(平成22年5月)の概要

3 廃棄物処理の優良化の推進等

優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設

現行法では、産業廃棄物の許可の期限は一律に5年

4 排出抑制の徹底

多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量計画の作成・提出義務について担保措置を創設

現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。

5 焼却時の熱利用の促進

廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることができる制度を創設